

ID: 245

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	補助金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市共同飲料水施設等事業条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成18年規則第126号		
【根拠条文】 (決定の取消及び返還) 第8条 市長は、補助金の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。 (2) 補助金等を目的外に使用したとき。 (3) 第4条第2項に規定する条件に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日